

役員及び監事の報酬及び費用に関する規定

社会福祉法人寿老園老人ホーム

役員及び監事の報酬及び費用に関する規定

（目的）

第1条 本規定は、社会福祉法人寿老園老人ホーム（以下「本法人」という。）の定款第8条第1項に基づき、理事及び監事の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 本法人は、理事・常務理事・評議員・監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員及び監事が、本法人主催又は本法人が認める会議等に出席したときに1回当たり1万円（源泉所得税控除後）を支給する。

ただし、会議が連続した2日以上に及ぶときは、1日を1回とみなす。

（費用の支給）

第3条 本法人は理事・常務理事・評議員・監事に、その交通費の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

2 本法人は、理事・常務理事・評議員・監事とその職務執行に当たって負担した費用については、交通費、旅費については実費相当額を、手数料等にあつては請求のあった額を支払うものとする。